

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年7月1日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について  
(第78報)  
(原子力安全対策課) … 2
- 2 原子力防災に係る「島根地域の緊急時対応」のとりまとめについて  
(原子力安全対策課) … 4
- 3 中国電力の文書管理不備事案(誤廃棄)について  
(原子力安全対策課) … 5

危機管理局

## 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第78報）

令和3年7月1日  
原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査の状況等は次のとおりです。

### 1 原子力規制委員会による島根原発2号機の審査書（案）の了承

6月23日（水）の原子力規制委員会の定例会合で、原子力規制庁が作成した島根原発2号機の審査書案\*が了承された。今後、審査書案に対する30日間のパブリックコメント及び原子力委員会と経済産業省への意見聴取が行われる。

※ 島根原発2号機が、福島第一原発事故を受けて新たに策定された新規制基準に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたもの。

<知事コメント>

原子力規制委員会におかれては、今後パブリックコメントを踏まえ、最後まで科学的・技術的知見を駆使して慎重かつ厳正な審査を尽くしてもらいたい。

中国電力には、審査の状況について、本県、地元市、地元地域住民へ説明責任を果たし、安全を第一義として、安全協定改定も含め、真摯に対応することを求める。

### 2 審査の状況

#### (1) 審査会合

184回（平成25年:4回、平成26年:36回、平成27年:32回、平成28年:11回、平成29年:7回、平成30年:12回、令和元年:49回、令和2年:31回、令和3年:2回）

#### (2) 現地調査・確認

6回（平成26年:2回、平成27年:1回、平成29年:1回、平成30年:1回、令和元年:1回）

#### (3) 補正書提出

3回（5月10日、6月14日、6月17日）

### 3 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

\*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数（開催日）	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

※特定重大事故等対処施設は、本体の設計及び工事の計画の認可日から5年以内に完成することが必要

(別紙)

## 審査書案の主な内容

### 1 地震・津波関係（自然現象）

- 宍道断層の評価長さ：約22 km → 約39 km  
(宍道断層の両端について、地震に関する国機関の新知見を考慮し、信頼性の高い調査で断層が認められないところまで延長)
- 震源を特定して策定する地震動：存在が明らかになっている発電所近傍の断層として、宍道断層（約39 km）と敷地前面海域断層（約48 km）を選定。
- 震源を特定せず策定する地震動：2004年北海道留萌支庁南部地震と2000年鳥取県西部地震（未知の断層が存在する可能性を考慮して、発電所敷地の直下で地震が起こることを想定して設定）
- 基準地震動の見直し：最大600ガル → 最大820ガル  
(宍道断層の評価長さを見直した事等による地震動の見直し)
- 防波壁西端部の地山において地すべりの可能性が否定できないため、表層土を撤去。
- 基準津波の見直し：9.5 m → 11.6 m  
(日本海東縁部の地震による津波における不確かさと発電所構内（湾内）の防波堤が損傷する可能性を考慮して、原発に到達する最大の津波高さを見直し)
- 火山灰層厚の見直し：2 cm（韓国の鬱陵島） → 56 cm（三瓶山）  
(発電所敷地や敷地周辺で火山灰は確認されておらず、方向も異なるが、保守的な検討として三瓶山から発電所敷地までの距離に相当する位置の降灰層厚を発電所敷地での層厚と評価)
- 竜巻による最大風速：69 m/s → 92 m/s  
(将来の竜巻発生に関する不確実性を踏まえて見直し)

### 2 プラント関係

- 防波壁：他原発と異なり3種類の構造の防波壁があるため、防波壁の構造成立性を慎重に審査した上で、耐震補強と津波漂流物（19トンの漁船を想定）の衝突対策を追加。
- フィルタ付ベント設備の強化：放射性ヨウ素除去を強化するためのフィルタを追加設置し、セシウムの放出量を規制要求である100 TBqの20分の1に抑制。
- 福島第一原発の建屋爆発の原因となった水素爆発を防止するため、触媒式水素処理装置を設置。
- 免震重要棟に加えて、耐震構造の緊急時対策所を設置。
- 重大事故時における運転員の被ばく低減のために、原子炉制御室内に待避室を設置。
- 熔融炉心により原子炉格納容器が損傷しないよう耐熱材（コリウムシールド）を設置。  
(耐熱材を設置することで、熔融炉心を冷却するための格納容器下部の水張り量を減らし、熔融炉心による水蒸気爆発の可能性を低減させる)
- 追加で要求された、原子炉内の圧力と温度を低下させるための冷却設備（残留熱代替除去系）を追加設置。

# 原子力防災に係る「島根地域の緊急時対応」のとりまとめについて

令和3年7月1日

原子力安全対策課

## 1 位置付け

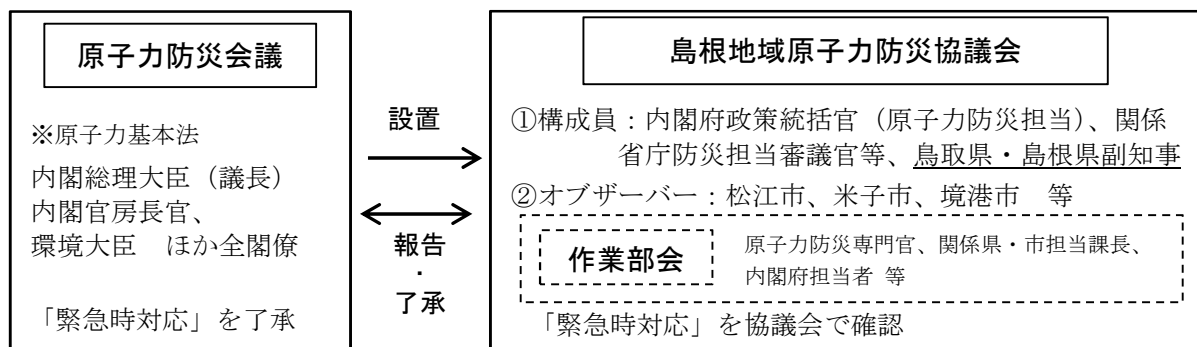
「緊急時対応」とは、平成25年9月3日の原子力防災会議決定（原子力基本法）に基づき、内閣府が原発所在地域毎に設置した国、関係自治体等で構成する地域原子力防災協議会において、原発を対象とした原子力災害に関し、PAZ（※1）及びUPZ（※2）を含む地方自治体や国等の緊急時における対応をとりまとめたもので、地域全体の避難計画。

内閣府は、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを協議会で確認の上、原子力防災会議（議長：総理）へ報告し、了承を得ることになっている。

（※1）PAZ 予防的防護措置を準備する区域（原子力施設から概ね5km圏内）

（※2）UPZ 緊急防護措置を準備する区域（原子力施設から概ね5km～30km圏内）

### 〔島根地域原子力防災協議会の構成等〕



## 2 「緊急時対応」の概要

国の原子力災害対策指針や島根地域の県・市の地域防災計画・避難計画等を項目別に整理。

### ○島根地域の概要

- ・島根原子力発電所の概要及び原発から概ね30km圏内の人口分布
- ・島根地域は2県6市45.7万人（鳥取県は、米子市の一部と境港市の約7.1万人）

### ○緊急事態における対応体制

原子力災害時の国・県・市の対応体制（鳥取県は災害対策本部、現地災害対策本部（西部総合）及びワサトセンターにて対応）や関係機関間の通信連絡網、住民等への情報伝達体制（原子力防災アプリ）

### ○PAZ内の施設敷地緊急事態／全面緊急事態における対応

- ・放射性物質放出前から避難
- ・原発から概ね5km圏内の住民の緊急事態における避難対応体制

### ○UPZ内における対応

- ・全面緊急事態で屋内退避。放射性物質放出後、緊急時モニタリング結果に基づき避難
- ・原発から概ね5～30km圏内（米子市、境港市等）の住民の緊急事態における避難対応体制（住民・要支援者等への対応、必要となる輸送能力）。鳥取県は、3つの主要避難経路によって県内避難実施
- ・中国電力が福祉車両を確保、両県で輸送能力が不足する場合には国が対応

### ○放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制

資機材や物資供給体制の状況について記載。原子力災害時における原子力事業者の協力や資機材供出

### ○緊急時モニタリングの実施体制／原子力災害時医療の実施体制

- ・緊急時モニタリングの体制（鳥取県内の島根原発用モニタリングポスト13局）、安定ヨウ素剤配布体制、避難退域時検査体制、原子力災害医療体制（鳥取県内の原子力災害拠点病院2、協力医療機関14）

### ○実動組織の支援体制

- ・実動組織（自衛隊、警察、消防、海保）による広域支援体制（通行不能道路の啓開、避難住民の誘導・交通規制、人員・物資の緊急輸送）等

## 3 島根地域の検討状況及び今後の対応

- ・作業部会（実務的な協議や調整を実施）を開催し、緊急時対応のとりまとめ作業を実施中
- ・今後、国の調整により協議会において緊急時対応をとりまとめる予定

# 中国電力の文書管理不備事案（誤廃棄）について

令和3年7月1日  
原子力安全対策課

6月23日（水）の原子力規制委員会の定例会合で、原子力規制庁が中国電力に貸し出していた特定重大事故等対処施設に関する非公開の審査ガイドを、中国電力が平成27年に誤って廃棄していたことが報告されました。

同日、島根原発2号機の新規制基準適合性審査に対する審査書案の審議が行われ、委員会の了承を得ましたが、委員会は今後、審査書案に関するパブリックコメント等の取りまとめと並行して、当該事案の事実確認を進める予定です。

## 1 事案概要

平成26年10月に中国電力が原子力規制庁から借用した非公開の「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等の制定について」（以下「審査ガイド」という。）6部のうち、島根原子力発電所が保管していた1部について、平成27年4月に誤ってシュレッダーで廃棄したものの。

※文書は施錠された場所で保管していたが、別の資料の廃棄作業中に封筒ごとシュレッダーにかけてしまったもの。

## 2 事実経過

平成26年10月24日	原子力規制庁から借用した審査ガイドを島根原子力発電所で保管
平成27年 4月23日	審査ガイドの1部を誤って廃棄
令和 3年 6月21日	中国電力が原子力規制庁に廃棄について連絡
6月22日	中国電力が原子力規制庁とテレビ会議で報告
6月23日	原子力規制委員会で事案を報告

## 3 原子力規制委員会の対応

まず、文書管理体制や廃棄に関する社内手続き等の事実関係を聞き取るため、中国電力から報告を受ける。その後、文書管理体制が適切であるかどうかについて、必要であれば、原子力規制検査で確認する。

## 4 鳥取県の対応

中国電力に対し、遺憾の意を伝えるとともに安全文化の醸成を求めた。今後、中国電力から事実確認の結果（原子力規制委員会への報告等）について説明を受け、必要に応じて再発防止対策の徹底等の申入れを行う。